令和８年１１月１９日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
伊豆森林管理署長　緒方　博史

下記の案件について、見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出して下さい。

記

１．件　　名　　２号　３６０度カメラほか
（詳細については、別紙契約条件書及び仕様書・内訳書のとおり）

２．納入場所　　静岡県伊豆市牧之郷５４６－５　伊豆森林管理署

３．納入期限　　令和９年２月５日

４．見積書等の提出　　電子調達システムを用いての見積合わせを実施しますので、上記日時までに応札してください。
期限　令和８年１２月１７日（木）午後１５時００分まで
※持参又は郵便による提出も認めます。伊豆森林管理署総務グループへ提出してください。

５．提出書類　　①見積書
※電子調達システムへは税抜の見積額を入力して下さい。
※紙で作成する見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。
②令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
※電子調達システムを用いる場合は、内訳書データとして送信して下さい。
※郵送・持参する場合は上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出して下さい。

６．契約の締結日　　見積採用の日

７．必要な資格等　　令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北陸地域の「物品の製造」又は「物品の販売」の資格を有する者。

８．その他　　見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
見積書を提出した場合は、別紙「契約条件書」の内容を承諾したものとみなします。）
例示品と同等の規格・品質を満たす物品で見積を希望する場合は、12 月 10 日 15 時までに提案書とカタログ等をメールで送付の上、事前に担当者の了承を得てください。

（担当：森林情報管理官）
（Tel：０５５８－７４－２５２２）
（E-mail : ks_izu_postmaster@maff.go.jp）

仕様書・内訳書

2号　360度カメラほか　　伊豆森林管理署

番号	品名	規格・品質	例示品　品番	種別	数量	単位
1	360度カメラ	仕様：6軸ジャイロスコープ、質量(g)：180、寸法(幅W×高さH×奥行D)(mm)：46.0×114.0×33.1、焦点距離(mm)：35mm判換算6.7、360度動画：5.7K30fps、防水性能：10m	Insta360、X3	3	2	台
2	三脚付き自撮り棒	上記1対応品、材質：アルミニウム合金・ポリカーボネート・ABS樹脂、質量(g)：216、長さ(cm)：収納時24、全長(cm)：105(三脚部分含む)	Insta360、CINX2CB/G	3	2	個
3	micro SDXCカード	上記1対応品、容量：256GB、UHS-I、UHSスピードクラス3、Class10、ビデオスピードクラス30、A2、	Insta360、CINSBAVL、256GBメモリーカード	3	2	枚
4	カメラ収納ケース	上記1対応品、パッケージサイズ（cm）：19×13×2、重量：44g、カラー：ブラック	LICHIFIT、収納バッグ、EB1418	3	2	個
	合計				8	

※種別　1．規格・品質欄の規格品

2．規格・品質欄の指定内容を満たす物品

3．規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

責任の所在

・物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

その他

・受注者においては、物品引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保守を行うこと。

・詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

契 約 条 件 書（売買）

1　この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者（又は見積者）を乙と呼称する。

2　乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

　甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。

3　検査に不合格のものがあったときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。

4　乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。

5　乙は天災その他不可抗力による場合のはか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条第４項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した遅滞違約金を甲に支払うものとする。

6　乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。

7　甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

8　引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれた瑕疵があった場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。

9　甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。

10　前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

11　この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

提　案　書

分任支出負担行為担当官
伊豆森林管理署長　殿

令和８年　　月　　日提出

商号又は名称
代表者役職氏名

令和８年１１月１９日公告の物件番号２号のオープンカウンターに係る納入物品について、下記のとおりです。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当まで連絡願います。

所属部課名:
担当者氏名:
電 話 番 号 :
FAX 番 号 :
メールアドレス :

以下、森林管理署担当者　記入欄

森林管理署 担当者提案書 確認欄	

別紙　　第２号物件　　提案書内訳　　商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

提案のある		提案品		要求仕様に対する対応
番号	物品名	メーカー名	品名・型番	

（注１）パンフレット等により、提案する物品の仕様が明らかな場合はパンフレット等の添付をもって要求仕様に対する対応の記載に替えることができる。